

# 9月定例会府議会

9月定例会府議会の会期は、9月25日から12月15日です。今年度より、9月定例会の会期が12月まで延長され、「12月定例会」はなくなりました。今回掲載の採決は、11月までの採決結果です。

## 各議案の概要と賛否態度

9月定例会前半の議案一覧と賛否態度は下表の通りです。

WTC関連の移転条例案(11号)と予算案(33号)は、やっと記名投票となり、別途全議員の賛否態度を掲載しています。

また、第1号議案の補正予算の内容は、「中小企業向け制度融資の融資目標額引き上げ」などの中小企業の資金繰り支援に約724億円、「離職者等に対する生活・住宅支援」などの家計急変等への対応に約83億円、「介護職員処遇改善」など福祉・介護・医療サービスの向上に約187億円、「難病対策」に約5億円、「耐震化・災害対策」などに約58億円、「市町村のCO<sub>2</sub>削減の取組み等への補助」など新エネルギー都市ナンバー1に向けた取り組みに約1億5千万円、「大阪まるごと大売出しキャンペーンの展開」など消費の拡大に約5億円など、景気対策の補正です。

平成21年9月定例会府議会 前半の提出議案 賛否態度

番号	件名	概要	私の賛否	議会の可否
1	平成21年度大阪府一般会計補正予算の件	修正案 原案 補正額約1200億円。補正後の一般会計予算総額は、約3兆2650億円。	○	○
2	工事請負契約締結の件(一級河川尻無川尻無川水門巻上機改築工事)	一級河川尻無川尻無川水門巻上機改築工事請負契約 契約金額 5億9,535万円 請負者 豊国工業株式会社		
3	工事請負契約等締結の件(流域下水道事業)	(1)猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥焼却設備更新工事 委託契約 契約金額 23億9,098万4,400円 受託者 豊中市 (2)大和川下流域下水道今池水みらいセンター3-2系水処理施設土木工事(その2)請負契約 契約金額 13億2,720万円 請負者 鴻池組コーセン建設共同企業体 (3)大和川下流域下水道今池水みらいセンター水処理電気設備工事請負契約 契約金額 4億9,350万円 請負者 株式会社東芝	○	◎
4	不動産の無償譲渡の件	府立金剛コロニーの再編整備の一環として、地域生活支援拠点施設を整備するのに伴い、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団に対し、土地を無償譲渡することについて議決を求めるもの。		
5	動産買入れの件(新型インフルエンザ対策用防護服)	新型インフルエンザ対策として、大阪府警察において使用する防護服 買入れ金額 1億1,516万8,602円 買入れ先 株式会社三友繊維	○	◎
6	指定管理者の指定の件(大阪府立青少年海洋センターファミリー棟)	大阪府立青少年海洋センターファミリー棟 指定期間 平成21年10月1日から平成23年3月31日まで 指定する団体 ナンブフードサービス株式会社	○	◎
7	特定事業契約変更の件(大阪府営苅田住宅民活プロジェクト特定事業)	大阪府営苅田住宅民活プロジェクト特定事業(平成19年5月29日議決) 契約金額 30億2,997万7,185円に物価変動率により調整した増減額を加算した額及び契約に基づく入居者移転支援実費を加算した額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 → 30億3,574万2,685円に物価変動率により調整した増減額を加算した額及び契約に基づく入居者移転支援実費を加算した額に、消費税、地方消費税を加算して得た額 契約の相手方 大末建設株式会社 志真建設株式会社 株式会社森長工務店 株式会社長谷工コーポレーション 株式会社ダイドーサービス	○	◎
8	特定事業契約変更の件(大阪府営東大阪新上小阪住宅民活プロジェクト特定事業)	大阪府営東大阪新上小阪住宅民活プロジェクト特定事業(平成19年12月17日議決) 契約金額 25億円に物価変動率により調整した増減額を加算した額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 → 25億6,948万2千円に物価変動率により調整した増減額を加算した額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 契約の相手方 株式会社中道組 株式会社滋谷建設コンサルタント事務所 株式会社アイ・エフ建設設計研究所 コーナン建設株式会社 大阪ホーム販売株式会社	○	◎
9	平成20年度大阪府工業用水道事業余剰金処分等の件	平成20年度の大阪府工業用水道事業に係る未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金として積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるもの。	○	◎
10	大阪府傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する協議並びに当該基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会に関する条例制定の件	消防法の一部改正により、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る基準に関する協議並びに連絡調整を行うための協議会を組織する必要が生じ、これを大阪府救急医療対策協議会とするため、必要な事項を定めるもの。	○	◎
11	大阪府庁の位置を定める条例制定の件	地方自治法第4条第1項の規定により、大阪府庁の位置を「大阪市住之江区南港北一丁目」と定めるもの。		記名投票
12	大阪府高校生修学支援の促進等と就労の支援に関する条例制定の件	経済的理由により修学困難な高等学校等の生徒の教育機会の確保に資することを目的とし、高校生修学支援基金を設置するため、必要な事項を定めるもの。	○	◎
13	大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例制定の件	障がい者の雇用の促進等と就労の支援に関し、基本理念を定め、府、事業主、事業主団体及び府民の果たすべき責務を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、及び府と関係のある事業主の障がい者の雇用の促進等を図り、もって障がいの有無にかかわらず働くことに生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、必要な事項を定めるもの。	○	◎
14	大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例制定の件	市町村が地域密着型介護老人福祉施設等の小規模の介護施設等の整備を緊急に促進するとともに、府及び市町村が既存介護施設等についてスプリンクラー設備の整備を促進することを目的とし、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を設置するため、必要な事項を定めるもの。	○	◎
15	大阪府医療施設耐震化臨時特例基金条例制定の件	医療施設の耐震性の向上のための改築等を促進することを目的とし、医療施設耐震化特例基金を設置するため、必要な事項を定めるもの。	○	◎
16	非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件	災害補償に関し、船員保険法が適用されていた再任用短時間職員である船員については地方公務員災害補償法に基づく補償を行うこととされたことに準じ、非常勤の船員については本条例に基づく補償を行うこととするため、所要の改正を行うもの。	○	◎